

必ずチェック！最低賃金！
～長野県最低賃金が改正されます～

長野県最低賃金

時間額



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

1,061 円

(改正前 時間額998円)

効力発生年月日 **令和7年10月3日**



長野労働局

<https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/>



長野県最低賃金のお知らせ

長野県内の事業場で働く全ての労働者に適用される「長野県最低賃金」が、令和7年10月3日から時間額1,061円に改正されます。この機会にご確認ください。

また、中小企業・小規模事業者等に対する賃金の引き上げの環境整備、雇用の維持を図るための支援策を実施しています。ご活用ください。

【お問い合わせ先】

「最低賃金」については、長野労働局労働基準部賃金室
(☎026-223-0555) または伊那労働基準監督署へ

【助成金に関するお問い合わせ先】

業務改善助成金 長野労働局雇用環境・均等室
(☎026-223-0560)

キャリアアップ助成金 長野労働局 職業対策課
(☎026-226-0866)

